銅座御用留

WA 19
(2)
24

国立国会図書館　タイトル『銅座御用留』　請求記号 WA19-24

ガラス使用

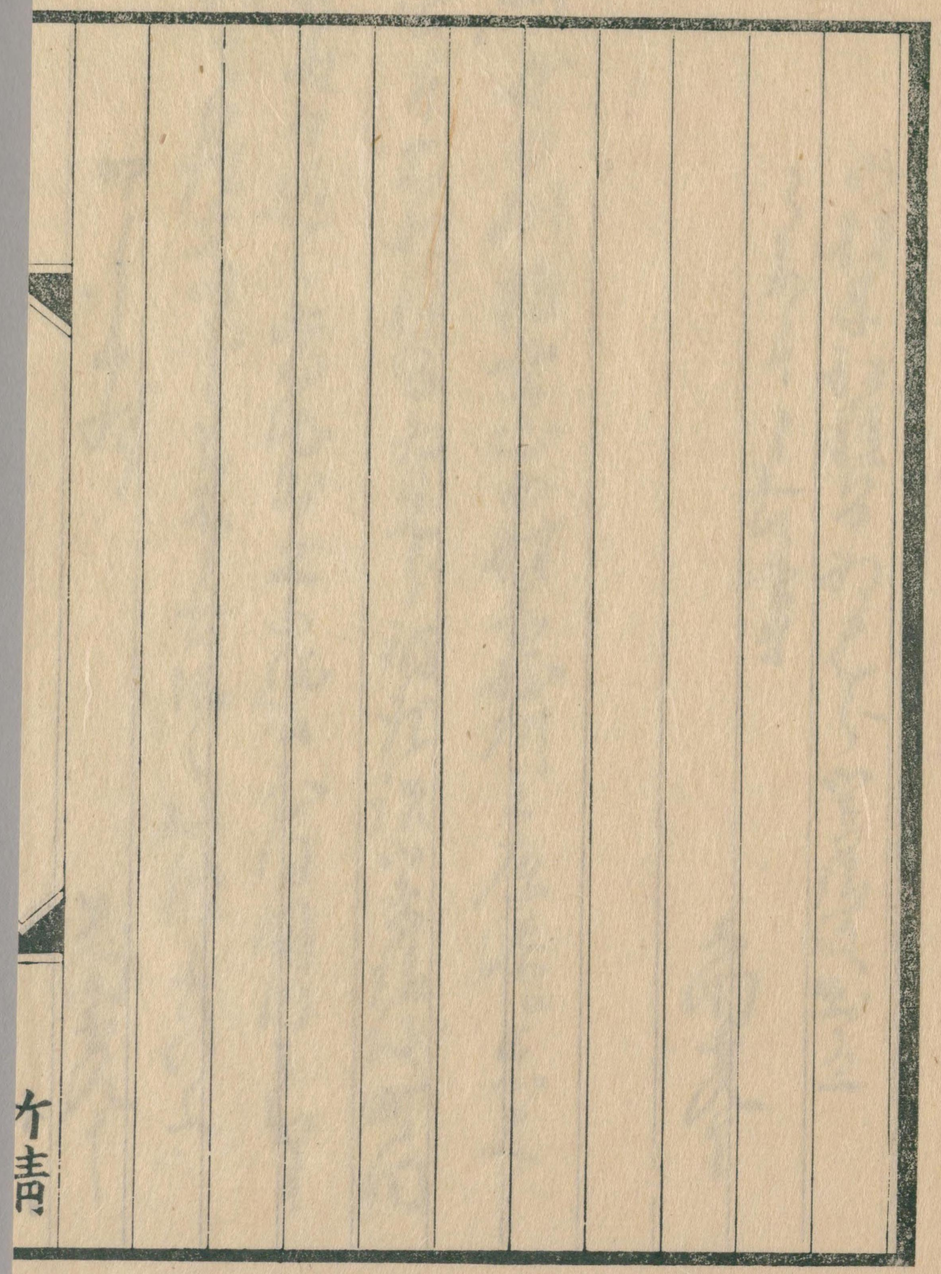

WA19
24

38.7.15

615591

国立国会図書館　タイトル『銅座御用留』　請求記号 WA19-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銅座御用留』　請求記号 WA19-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銅座御用留』　請求記号 WA19-24　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銅座御用留』　請求記号 WA19-24

ガラス使用

銅座御用留之内

一 前下并南部宝銀吹直し
[illegible]

[illegible]

一 前下并南部宝銀吹直し
[illegible]

[illegible]

銅座御用留之内

一 前下御定高之内

国立国会図書館　タイトル『銅座御用留』　請求記号 WA19-24　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銅座御用留』　請求記号 WA19-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銅座御用留』　請求記号 WA19-24　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銅座御用留』　請求記号 WA19-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銅座御用留』　請求記号 WA19-24　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銅座御用留』　請求記号 WA19-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銅座御用留』 請求記号 WA19-24　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銅座御用留』　請求記号 WA19-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銅座御用留』　請求記号 WA19-24　　ガラス使用

妙心寺

祠堂記

中佐有惟清利貞禪尼靈牌一法
山封疆未悉昔之延裏若干今
之衆内半屬西者利貞尼之所
施而檀功居多故置牌于堂之

正中ニ毎是有リ諷經ニ矣尼公ハ者一條

關白兼良公女 舊ト是濃州加納ノ城主

齋藤豐後ノ守利國之室（利國者濃州太守土岐氏家臣越前守利藤長男）後ニ落髮悟溪和尚

授ツ法ヲ為リ於同邦武義郡ニ結テ松蔭

菴ヲ居リ焉到テ天文五年丙申八月三日ニ逝ク

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『銅座御用留』　請求記号 WA19-24　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銅座御用留』　請求記号 WA19-24　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銅座御用留』　請求記号 WA19-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銅座御用留』 請求記号 WA19-24　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銅座御用留』　請求記号 WA19-24　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銅座御用留』　請求記号 WA19-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銅座御用留』　請求記号 WA19-24　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『銅座御用留』　請求記号 WA19-24

ガラス使用

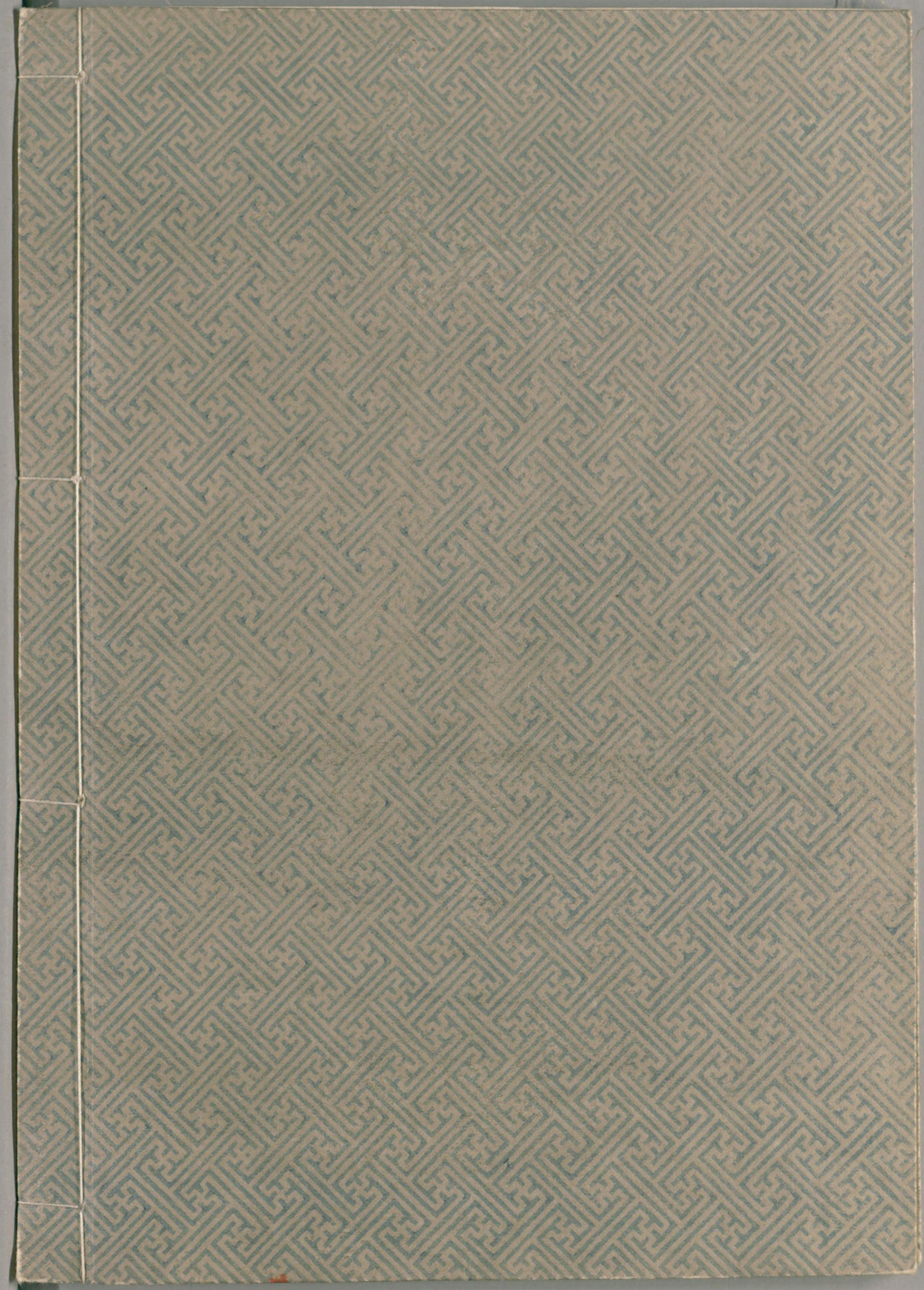

国立国会図書館　　タイトル『銅座御用留』　請求記号 WA19-24

ガラス使用